

令和6年度

監査結果の概要

長岡市監査委員事務局

(令和7年8月)

目 次

第1	監査・検査・審査の概要	1
第2	監査・検査・審査を実施した部（局）課及び団体等	2
1	種類別実施数	2
2	実施対象	3
第3	監査・検査・審査の実施結果	4
1	定期監査	4
2	例月現金出納検査	10
3	決算審査	11
4	定額運用基金の運用状況審査	17
5	健全化判断比率・資金不足比率審査	18
6	財政援助団体監査	18
7	出資団体監査	19
8	公の施設の指定管理者監査	21
9	公共工事に係る指名・入札状況等の監査	21
[資料]		
	令和6年度監査委員協議会等開催状況	22

第1 監査・検査・審査の概要

監査、検査及び審査は、監査計画に基づき、次のとおり実施しました。

- 1 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について監査を実施しました。

監査の対象とした会計年度は、4月から5月までの期間に実施した部（局）課にあっては前年度分（令和5年度）を、9月から翌年3月までの期間に実施した部（局）課にあっては当年度分（令和6年度）としました。

実施対象部（局）課の選定に当たっては、原則として3年ごとの実施とし、必要に応じて弾力的かつ機動的に実施することとしました。
- 2 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定による検査）

会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳入歳出外現金及び基金に属するものを含む。）の出納事務について毎月末に検査を実施しました。
- 3 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による審査）

一般会計・特別会計、下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道事業会計、財産区、一部事務組合の決算について審査し、意見書を提出しました。
- 4 定額運用基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項の規定による審査）

定額運用基金の運用状況について審査し、意見書を提出しました。
- 5 財政の健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

財政の健全化の指標である健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、意見書を提出しました。
- 6 財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

補助金等の財政援助を与えている団体の当該援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該援助の目的に沿って行われているかについて、1団体の監査を実施しました。
- 7 出資団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

出資額が資本金総額の4分の1以上の団体の当該出資に係る出納その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿って行われているかについて、1団体の監査を実施しました。
- 8 公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

公の施設の管理を行わせている団体の管理に係る出納その他の事務の執行が、当該管理の目的に沿って行われているかについて、1施設の監査を実施しました。

- 9 公共工事に係る指名・入札状況等の監査（地方自治法第199条第6項の規定による要求監査）
公共工事の指名・入札事務の執行が適正に行われているかについて、監査を実施しました。

第2 監査・検査・審査を実施した部（局）課及び団体等

1 種類別実施数

- (1) 総数 延べ 40か所、全部局対象 4件
- (2) 種類別
- | | |
|----------------------|-------------------------|
| ① 定期監査(財産区含む) | 1部、1室、24課、1事務所、3支所、2財産区 |
| ② 例月現金出納検査 | 3課、2財産区 |
| ③ 決算審査(財産区含む) | (全部局) |
| ④ 定額運用基金の運用状況審査 | (全部局) |
| ⑤ 健全化判断比率等審査 | (全部局) |
| ⑥ 財政援助団体監査 | 1団体 |
| ⑦ 出資団体監査 | 1団体 |
| ⑧ 公の施設の指定管理者監査 | 1施設 |
| ⑨ 公共工事に係る指名・入札状況等の監査 | (全部局) |

2 実施対象

監査の種類	対 象	実施箇所数	
①定期監査	地方創生推進部 人権・男女共同参画課、 ミライエ長岡企画推進室	2	
	D X推進部 D X政策課	1	
	総務部 行政管理課、コンプライアンス課、 市民窓口サービス課	3	
	財務部 管財課、資産税課	2	
	危機管理防災本部	1	
	地域振興戦略部 北部地域事務所	1	
		和島支所、寺泊支所、与板支所	3
	福祉保健部 福祉総務課、福祉課、生活支援課	3	
	環境部 環境業務課	1	
	商工部 産業立地・人材課	1	
	観光・交流部 国際交流課	1	
	農林水産部 鳥獣被害対策課	1	
	都市整備部 都市施設整備課	1	
	中心市街地整備室	1	
	土木部 下水道課、地域建設課	2	
	水道局 浄水課	1	
	消防本部 予防課、栃尾消防署	2	
	教育部 中央図書館	1	
	子ども未来部 子ども・子育て課、子ども家庭センター	2	
	財産区 十日町財産区、川口田麦山財産区	2	
②例月現金出納 検査	会計課、下水道課、水道局業務課 十日町財産区、川口田麦山財産区	5	
③決算審査 (財産区含む)	(全部局)		
④定額運用基金 の運用状況審 査	(全部局)		
⑤健全化判断比 率等審査	(全部局)		
⑥財政援助団体 監査	特定非営利活動法人長岡産業活性化協会N A Z E	1	

監査の種類	対 象	実施箇所数
⑦出資団体監査	公立大学法人長岡造形大学	1
⑧公の施設の指定管理者監査	長岡市道の駅越後川口（株式会社ファーム越後川口）	1
⑨公共工事に係る指名・入札状況等の監査	（全部局）	

第3 監査・検査・審査の実施結果

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査の対象課は、前掲（第2 2 実施対象）のとおりです。

(2) 監査の期間

令和6年4月から令和7年3月まで

(3) 監査の実施内容

監査対象の事務事業が関係法令等に基づき適正かつ経済的、効率的及び効果的に執行されているかを、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務について監査しました。

(4) 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

① 前回監査の結果に対する措置状況

是正改善の取組は適正か。

② 収入事務

収入事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 調定及び収入時期は適正か。

イ 領収証書及び現金出納簿の取扱いは適正か。

ウ 現金の管理は適正か。

③ 支出事務

支出事務に関する手続き及び時期は適正か。

ア 支出負担行為及び支払時期は適正か。

イ 支出の特例による支払方法（前渡資金、概算払等）及び精算等の手続きは適正か。

ウ 検収確認は適正か。

④ 契約事務

契約事務に関する手続き及び時期並びに履行確認は適正か。

ア 関係法令等に基づき処理されているか。

イ 契約の相手方及び選定方法は適正か。

ウ 契約書に必要な条項が記載されているか。

エ 履行確認は適正か。

⑤ 補助金交付事務

補助金の交付事務に関する手続き及び時期並びに事業実績の検査は適正か。

ア 要綱等に沿った事務処理となっているか。

イ 補助事業の実績は交付目的に適合しているか。

ウ 交付時期及び補助額は適正か。

⑥ 財産管理事務

財産の管理は適正か。

(5) 監査の結果

① 件数

区 分	内 容	指導件数
指摘事項	1 明らかに違法又は不当なもの 2 故意又は重大な過失によるもの 3 不経済な行為又は損害が生じているもの 4 その他不適切あるいは妥当性を欠くものであり、 是正又は改善を要するもの	1 件
注意事項	指摘事項までに至らないもので、是正又は改善を要するもの	8 件
意 見	市の組織及び運営の合理化に資すると認める場合、 監査委員の意見として公表するもの 【地方自治法第 199 条第 10 項】	3 件

② 内容

課 名	監査の結果	措 置
中央図書館	【注意事項】 刊行物売払収入の徴収事務委託に係る不適切な取扱いについて 刊行物売払収入に係る徴収事務を私人に委託する場合に必要な、告示や身分証明書の発行などの手続きがなされていないことに加え、売払収入と委託経費を相殺して市の歳入としているもの	

課 名	監査の結果	措 置
子ども・子育て課	<p>【注意事項】 金券類受払簿の未作成について 図書カード、長岡市共通商品券及び郵便切手について、受入（購入等）及び払出をしているにもかかわらず、金券類受払簿が作成されていないもの</p> <p>現金出納事務における不適切な取扱いについて 現金出納事務において、実際の現金の確認が不十分であり、入力・印刷により日々作成する帳票形式の現金出納簿の金額を決裁後に手書き訂正しているほか、現金出納簿の内容が実際の現金の入出金日と不整合となっているもの</p>	
子ども家庭センター	<p>【注意事項】 職員旅費の過払いについて 新潟市への旅行において、高速バス利用とすべき長岡から新潟までの区間を鉄道利用としたため、旅費が過払いとなっているもの</p>	
福祉総務課	<p>【注意事項】 金券類受払簿の未作成について 図書カードについて、受入（購入等）及び払出をしているにもかかわらず、金券類受払簿が作成されていないもの</p>	
北部地域事務所	<p>【注意事項】 手数料の未徴収について 前納すべき証明書交付手数料を徴収せずに証明書を交付したもの</p>	

課 名	監査の結果	措 置
寺泊支所	<p>【指摘事項】 料金徴収における不適切な処理について</p> <p>寺泊コミュニティセンターの窓口において、利用者から料金を徴収してコピーサービスを提供しているが、このサービスに係る取扱い方針を定めておらず、現金取扱員の指定がないまま料金を徴収し、領収書を交付していなかったもの。また、その料金を1か月分まとめて金庫に保管し、入金していたもの</p>	<p>寺泊支所では、財務規則、会計事務取扱要領に基づき、直ちに寺泊コミュニティセンター職員を現金取扱員に指定し、領収書の発行を行うよう取扱いを改めた。</p> <p>併せて、受領したコピー料金については、原則として当日中に現金払込書により、指定金融機関へ払い込むこととし、コピー料金取扱いの事務処理マニュアルを作成するとともに、寺泊コミュニティセンター職員全員に説明を行い、対応を徹底した。</p> <p>(令和7年2月20日付け長岡市監査公表第5号)</p>
	<p>【意見】 寺泊地域のコミュニティ団体への支援について</p> <p>寺泊コミュニティセンターは、住民同士の交流や地域への思いと理解の醸成を図ることを目的に、地域活動を行う拠点施設である。</p> <p>この施設では、そこで活動する地域団体への支援の一環として有料コピーを行っているが、団体活動が小規模であるため、コピー枚数は極めて少なく収入よりもコストが上回っている状態である。</p> <p>したがって、コピー支援については、コミュニティの推進を総括する担当課に基本的な考え方を確認した上で、職員による現金取扱いのリスク、徴収コストなどを総合的に勘案し、地域特性に応じた合理的な取扱いを検討されたい。</p>	<p>(市民協働課所管)</p> <p>コミュニティ団体への支援を行うとともに、職員による現金取扱いのリスク低減等を図るため、コミュニティセンターにおけるコピー料金を原則無料とするよう検討する。</p> <p>なお、それまでの間については、現金等の適正な取扱いについて確認・指導等を行う。</p> <p>(令和7年2月20日付け長岡市監査公表第5号)</p>

課 名	監査の結果	措 置
生活支援課	<p>【注意事項】 業務委託における不十分な検査について 業務委託の不十分な検査の結果、対象外経費が含まれた収支決算額により委託料の精算を行っているもの</p>	/
	<p>【意見】 委託に係る事務処理について 社会福祉に関する相談、助言及び扶助などの業務を遂行する中で、適宜民間へ委託し、サービスの向上や業務の効率化に取り組んでいる点は評価できる。 しかし、一部に履行確認の不足や取得物品の取扱い方針の未整備があることから、検査に係る費用対効果等も勘案しながら、事業の目的や性質に応じた適切な履行確認の方法や取得物品の適切な管理を検討されたい。</p>	<p>令和7年度以降の事業について、会計処理等の疑義が生じないように、委託契約書及び業務委託仕様書において、詳細を記載しました。</p> <p>① 契約書に、「委託料の精算」についての条文を追加しました。</p> <p>② 契約書に、決算書の添付書類として収支内訳書の様式を追加しました。</p> <p>③ 仕様書に職員配置及び備品購入等について、報告を行う旨の文章を追加しました。</p> <p>④ 仕様書に、備品や成果品等の取扱いについての文章を追加しました。</p> <p>⑤ 仕様書に、事業の実施にあたり当初計画(予算含む)に変更が生じる場合は事前に協議する旨の文章を追加しました。</p> <p>(令和7年6月3日付け長岡市監査公表第11号)</p>

課 名	監査の結果	措 置
都市施設整備課	<p>【注意事項】 委託契約における事前承認がない再委託について 委託契約の業務が、市の事前承認に係る決裁手続を経ることなく、再委託されているもの</p>	/
	<p>【意見】 都市公園植栽管理業務委託契約における再委託の基準について 再委託に係る審査を適正に行うためには、再委託の妥当性について明確な基準が求められる。 委託契約の適切な管理を行うため、契約を所管する課に再委託に係る基本的な考え方を確認した上で、再委託に係る基準の整備を検討されたい。</p>	<p>都市公園をはじめとした市内における緑の環境の管理、維持については、人口減少、人手不足など、昨今の社会問題から厳しい状況となっております。そのような状況から更に効率的な公園等の維持管理業務の検討が急務であると同時に、その執行においては、明確な基準を整備し、その業務執行体制の一層の透明性が求められます。</p> <p>この状況も踏まえ、今後の都市公園植栽管理業務委託については、次の内容について検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準の整備にあたり、改めて、各委託業務内容を精査し、委託する公園数と発注件数の検討を行います。また、検討にあたり、必要に応じて業務にあたる造園業者などから業務執行体制などの現状把握も行います。 ・上記内容を踏まえ、再委託に係る基本的な考え方について、契約を所管する担当課に確認を行い、再委託の基準を明確にします。 <p>なお、再委託の基準の整備については、令和7年度については、既に管理業務が始まっているため、令和8年度からの実施となるよう検討します。</p> <p>(令和7年7月10日付け長岡市監査公表第14号)</p>

(6) 事務局指導事項

指摘事項、注意事項に至らなかったもので、監査の過程で正された事務処理誤りは次のとおりです。

事 項	内 容
収入事務	・ 領収証書原符の一部押印及び記載漏れ ・ 歳入執行伺の未作成
現金出納事務	・ 現金出納簿の記載漏れ（2件）
契約事務	・ 見積調書の記載誤り ・ 見積結果の記載誤り（2件） ・ 入札調書の記載誤り及び記載漏れ ・ 契約書の記載誤り（2件） ・ 印紙税額に不足がある契約書の受領（2件） ・ 精算を伴う委託における返還金の請求手続漏れ
事務決裁	・ 旅行命令に係る決裁区分誤り（2件） ・ 復命書の決裁区分誤り ・ 再委託の承認に係る決裁区分誤り（2件） ・ 検査調書の決裁区分誤り（2件） ・ 行政財産の目的外使用許可に係る決裁区分誤り ・ 使用料の減免に係る決裁区分誤り ・ 刊行物売払価格の決定に係る決裁区分誤り及び合議漏れ ・ 一時保育の利用承諾に係る決裁漏れ ・ 職務に関連する公的団体等の役員の委嘱の同意に係る決裁の合議漏れ ・ 会計年度任用職員採用試験の実施に係る合議漏れ
公印管理	・ 公印使用許可個数の記載誤り

2 例月現金出納検査

(1) 検査の対象及び期間等

会計管理者、下水道課企業出納員及び水道局企業出納員の保管する現金の出納事務について、毎月末に検査を実施しました。

(2) 検査の結果

数値はいずれも正確で、指摘すべき事項はありませんでした。

3 決算審査

(1) 一般会計・特別会計決算審査

① 審査の対象

令和5年度一般会計決算及び特別会計決算

② 審査の期間

令和6年6月28日から令和6年8月16日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が法令に準拠して作成されているかを確認し、かつ、計数が正確であるかについて、証書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて定期監査や例月現金出納検査の結果も踏まえて、予算執行等が適正に行われているかについて審査しました。

④ 審査の結果

歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められるとともに、予算執行等は適正でした。

【意見】

令和5年度は、「あらゆる分野で変革と人づくりを進め、選ばれるまち長岡のミライへ踏み出す予算」を当初予算の基本方針として、快適で安全安心に暮らせるまちづくり、「新しい米百俵」による人材育成、「長岡版イノベーション」による成長戦略と地域経済の活性化、長岡を楽しく元気にする活動の推進と魅力発信、持続可能な行財政運営プランの着実な推進を重点施策とし、各種事業に取り組みました。

さらに、子育て世帯や住民税非課税世帯等に対する給付金など物価高騰対策事業が実施された。

決算収支の状況は、一般会計では、形式収支及び実質収支は黒字となっているが、数年来増加してきた実質収支が減少し、単年度収支及び実質単年度収支は赤字となっている。

財政指標については、経常収支比率が前年度からさらに0.2ポイント上昇し92.6%となり財政構造が硬直化しているほか、財政基盤の強さを示す財政力指数が0.587と3年連続で低下している。

これらを踏まえ以下の点について留意されたい。

(ア) 令和5年度一般会計決算の実質収支は49億8,497万9千円であり、前年度に比べ20.4%減少している。数年続いた新型コロナウイルス感染症対策という特殊事情が収束してきた影響も考えられるが、単年度収支及び実質単年度収支がともに平成29年度以来の赤字に転じている。

今後も同様な傾向が続くかどうか十分注視するとともに、財政基盤については、歳出における不断の見直しはもとより、自主財源の主力である市税増の取組み強化や収入未済額の削減に向けた徴収体制の一元化、約250億円にのぼる基金の一括運用など、歳入増を積極的に図られたい。

(次ページへ続く)

(イ) 景気の回復傾向が見られる一方で物価の上昇が続いており、市民生活や地域経済への影響が懸念される。ますます進行する少子高齢化や施設の老朽化などへの対応も増すことが予想されることから、社会情勢等の変化に対応した機動的で実効性の高い財政出動が行えるよう多様なリスクシナリオを用意し、市民の暮らしの安心と安全を確保されたい。

(ウ) 決算審査の前提となっている定期監査等において、不適切な事案が繰り返し発生している。職員数の減少や業務の多様化・複雑化が進む中で、従来の制度や事務の仕組みの更新という柔軟な組織対応が追い付いていないことも一因ではないかと思われる。

市民サービスの低下を招かぬよう、現場の声を丁寧に聞きながら米百俵のまちにふさわしい職員の育成強化や組織の見直し、行政DXなどを進め、内部統制の強化を図られたい。

社会や経済の不確実性が増す中で、新たな行財政課題も次々と生まれることが予想されるが、市民とともに知恵を絞り効果的な施策を展開することで、市民生活を豊かにし市政を持続的に発展させていくことを期待する。

(2) 下水道事業会計決算審査

① 審査の対象

令和5年度下水道事業会計決算

② 審査の期間

令和6年6月3日から令和6年7月18日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された決算書及び附属書類が、地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は証書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査しました。

また、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の趣旨に従って経営されているかどうかについて審査しました。

④ 審査の結果

決算書及び附属書類は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められました。

【意見】

下水道は、汚水処理だけでなく、豪雨による家屋の浸水などから被害を防ぐ雨水の処理も担っており、市民の快適で衛生的な暮らしに欠くことのできない重要な社会資本である。

これまで、計画的かつ継続的に汚水処理施設や汚水管整備のほか、浸水対策にも積極的に取り組むとともに、経費節減による維持管理費の抑制に努められてきた。

令和5年度は、下水道事業の中長期的な経営の基本計画である「長岡市下水道事業経営戦略」に基づく事業経営の3年目となり、浸水被害の軽減、持続可能な経営などに向けた事業が実施された。

(次ページへ続く)

また、平成13年から22年間据え置いてきた下水道使用料が改定されたところである。

当年度の下水道事業会計を総括すると、汚水処理では、未普及地域の汚水管整備を寺泊地域で継続し行っている。処理区域内人口が前年度に比べ1.1%減少し、年間総処理水量は前年度に比べ4.3%減少している。雨水処理では、浸水対策として寿町排水ポンプ場の整備を行うなど、市内各地において排水施設の整備が進められている。

経営状況については、総収益では、使用料の改定による下水道使用料の増加などにより8,567万2,970円の増加となっている。総費用では、企業債の償還が進み、支払利息が減少したことなどにより、1億898万5,593円の減少となっている。この結果、当年度純利益は、前年度より1億9,465万8,563円増加し、2億5,526万8,467円となっている。

今後については、人口減少等による下水道使用料の減少や施設老朽化等に伴う改修経費の急増などにより、事業経営は厳しさを増していくことが想定される。

これらを踏まえ、以下の点について留意されたい。

- ・ 汚水処理については、多額の費用をかけて下水道未整備区域に汚水管を整備しても、接続に至っていない状況がある。今後の整備については、住民の意向や地域の実情を踏まえながら整備を進められたい。
- ・ 浸水対策事業については、近年の異常気象により激甚化する災害リスクに備え、引き続き対策を推進されたい。なお、市民自らが行う浸水対策について、既存の補助制度の活用促進を行うとともに、先進事例の調査など検討を進められたい。
- ・ 財政運営にあたっては「雨水公費・汚水私費」が原則であるが、依然として公費に依存している状況である。経費回収率は、使用料の改定により前年度より7.78%上昇し、86.83%となったが、県内では低い水準にある。経費回収率100%の早期実現に向け、市民に丁寧な説明を行い具体的な取組みを進められたい。
- ・ 経営戦略については、人口減少、為替や物価の動向など社会情勢の変化をとらえ、経営健全化に向け早急に見直しを実施されたい。

今後も、将来にわたり健全な事業の経営に取り組まれるよう期待する。

(3) 水道事業会計決算審査

① 審査の対象

令和5年度水道事業会計決算

② 審査の期間

令和6年6月3日から令和6年7月18日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された決算書及び附属書類が、地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は証書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査しました。

なお、棚卸資産については、年度末の实地棚卸しに立ち会い、確認しました。

また、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の趣旨に従って経営されているかどうかについて審査しました。

④ 審査の結果

決算書及び附属書類は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められました。

【意見】

水道は、市民の生命と健康を守り、快適な生活を営む上で欠くことのできない重要な社会資本である。これまで、安全・安心でおいしい水を安定して供給していくため、施設の計画的で効率的な維持管理・更新に努められてきた。

令和5年度は、水道事業の中長期的な基本計画である「長岡市水道事業経営戦略」に基づく事業経営の3年目となり、施設運用の効率化、施設の強靱化、持続可能な経営などに向けた事業が実施されたところである。

当年度の水道事業会計を総括すると、業務状況については、給水人口の減少などにより、有収水量は前年度に比べ2.2%減少している。

建設改良事業では、送配水管等整備事業として、老朽化した配水管の布設替工事をはじめ、妙見浄水場遠方監視設備や大島ポンプ場の送水ポンプ等の更新工事を実施したほか、妙見浄水場給水区域拡大事業として、送水管の布設などに取り組んでいる。

経営状況については、総収益では、人口減少に伴う給水収益の減少などにより、1億524万2,883円の減少となっている。総費用では、設備等に係る修繕費や委託料が減少したことや、国のエネルギー価格激変緩和対策により動力費が減少したことなどにより、2億325万734円の減少となっている。

この結果、当年度純利益は、前年度よりも9,800万7,851円増加し、5億5,315万6,898円となっている。今後については、人口減少や節水意識の高まりにより給水収益が減少していくことに加え、更新施設の増加に伴う改修経費などコストの増加により、事業経営は厳しさを増していくことが想定される。

これらを踏まえ、以下の点について留意されたい。

- ・ 浄水場については、老朽化の状況や利用率などを考慮し、人口減少をはじめとする将来予測に基づいた施設の統合や適正な規模への見直し等を行い、将来にわたって持続可能な施設整備を進められたい。
- ・ 管路については、老朽化を示す経年化率は年々上昇し、類似団体の平均値よりも高い状態が続いている。人工衛星を活用した漏水調査などにより業務効率を高め、適切な維持管理に努めるとともに、管路の重要度や漏水履歴等を踏まえて策定した更新実施計画に基づき、更新工事を実施されたい。

(次ページへ続く)

- ・ 財政運営にあたっては、業務のアウトソーシングやA I の活用など業務の効率化と経費の節減に努めるとともに、更新財源を確保するため、市民に丁寧な説明を行い水道料金の改定を検討し、安定的な収益の実現に向け具体的な取組みを進められたい。
- ・ 経営戦略については、人口減少、為替や物価の動向など社会情勢の変化をとらえ、経営健全化に向け早急に見直しを実施されたい。

今後も、将来にわたり健全な事業の経営に取り組まれるよう期待する。

(4) 簡易水道事業会計決算審査

① 審査の対象

令和5年度簡易水道事業会計決算

② 審査の期間

令和6年6月3日から令和6年7月18日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された決算書及び附属書類が、地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は証書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査しました。

なお、棚卸資産については、年度末の实地棚卸しに立ち会い、確認しました。

また、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の趣旨に従って経営されているかどうかについて審査しました。

④ 審査の結果

決算書及び附属書類は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められました。

【意見】

簡易水道は、市民の生命と健康を守り、中山間地域等の快適な生活を営む上で欠くことのできない重要な社会資本である。これまで、安全・安心でおいしい水を安定して供給していくために、施設の計画的で効率的な維持管理・更新に努められてきた。

令和5年度は、簡易水道事業の中長期的な基本計画である「長岡市水道事業経営戦略」に基づく事業経営の3年目となり、施設の強靱化、持続可能な経営などに向けた事業が実施されたところである。

当年度の簡易水道事業会計を総括すると、業務状況については、給水人口の減少により生活用水が減少したことに伴い、有収水量は前年度に比べ1.3%減少となっている。

また、有収率は0.36ポイント増加し80.86%となっている。これは主に、漏水の修繕により、無効水量が減少したことによるものである。

(次ページへ続く)

建設改良事業では、送配水管等整備事業として、老朽化した配水管の布設替工事や、川口中山第8配水池計装設備更新工事を実施したほか、浄水場施設更新事業として、中山浄水場の沈でん池傾斜板やまんさく浄水所の除塵設備の更新等を実施している。なお、管路経年化率は、前年度に比べ0.3ポイント減の10.2%となっている。

経営状況については、総収益5億2,929万9,004円に対し、総費用は4億9,282万2,424円で、当年度純利益は3,647万6,580円となっているが、総収益のうち3億2,465万1,199円が一般会計からの補助金であり、公費に依存する状況となっている。

これらを踏まえ、以下の点について留意されたい。

- ・ 簡易水道事業区域では、人口減少が急速に進んでいる。地域の特性に合わせた、最適な配水方法について検討されたい。
- ・ 施設については、法定耐用年数を超える管路は少ないものの、機械設備の老朽化が進んでいる。優先度が高い資産を選択した上で、計画的な更新に努められたい。
- ・ 財政運営については、今後も人口減少による収益の減少や施設の更新費用の増加が予想される。資産の長寿命化やスリム化に努めるとともに、経営基盤の強化策について、施設の統廃合、隣接事業体との広域化、上水道への事業統合など様々な選択肢を検討されたい。
- ・ 経営戦略については、人口減少、為替や物価の動向など社会情勢の変化をとらえ、経営健全化に向け早急に見直しを実施されたい。

今後も、将来にわたり健全な事業の経営に取り組まれるよう期待する。

(5) 十日町財産区、川口田麦山財産区一般会計決算審査

① 審査の対象

令和5年度十日町財産区、川口田麦山財産区一般会計決算

② 審査の期間

令和6年8月30日から令和6年10月2日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が法令に準拠して作成されているかを確認し、かつ、計数が正確であるかについて、証書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、併せて定期監査や例月現金出納検査の結果も踏まえて、予算執行等が適正に行われているかについて審査しました。

④ 審査の結果

歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められるとともに、予算執行等は適正でした。

【意見】

＜十日町財産区一般会計＞

今後も適正な事務を行うとともに、区有財産の適切な維持・管理を行うよう努められたい。

＜川口田麦山財産区一般会計＞

少子高齢化、人口減少の進行という中山間地域の課題は見逃せない。このことを踏まえ、単なる財産の維持管理に留まらず、財産区の在り方について議論し、次世代に繋がるよう財産の活用方法等について、積極的に調査研究や検討を行われたい。

(6) 一部事務組合（寺泊老人ホーム組合）一般会計決算審査

① 審査の対象

令和5年度寺泊老人ホーム組合一般会計歳入歳出決算

※この審査は、寺泊老人ホーム組合の解散により、令和6年3月31日をもって打ち切られた決算であり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間を対象としたものです。

なお、「寺泊老人ホーム組合同規約の一部を変更する規約（令和5年3月30日施行）」により長岡市が事務を継承したものです。

② 審査の期間

令和6年6月28日から令和6年8月16日まで

③ 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が法令に準拠して作成されているかを確認し、かつ、計数が正確であるかについて、証書類と照査するとともに、関係職員の説明を聴取し、予算の執行状況等について審査しました。

④ 審査の結果

歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成され、計数は証書類と符合し、かつ、正確であると認められるとともに、予算執行等は適正でした。

4 定額運用基金の運用状況審査

(1) 審査の対象

令和5年度土地開発基金ほか2定額運用基金

(2) 審査の期間

令和6年7月1日から令和6年8月16日まで

(3) 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された各基金の運用状況に関する書類に基づき、計数の正確性及び運用の確実性・効率性について、関係諸帳簿等を照査するとともに、関係職員の説明を聴取して審査しました。

(4) 審査の結果

審査に付された各基金の運用状況に関する書類の計数は正確であり、それぞれ設置の目的に沿い適正に運用されたものと認められました。

【意見】

土地開発基金は、基金総額8億円で運用されている。保有土地については、今後も早期の処分に努められるよう望むものである。

5 健全化判断比率・資金不足比率審査

(1) 審査の対象

令和5年度決算に基づく長岡市の健全化判断比率及び長岡市が経営する公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和6年7月16日から令和6年8月16日まで

(3) 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に準拠して作成されているかを確認するとともに、計数は諸書類と符合し、かつ、正確であるかについて審査しました。

(4) 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成され、かつ、数値も正確であると認められました。

6 財政援助団体監査

(1) 監査の対象

特定非営利活動法人長岡産業活性化協会N A Z E

(展示会共同出展支援事業補助金、デジタルものづくり人材育成事業補助金)

(2) 監査の範囲

令和5年度及び令和6年度に長岡市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

(3) 監査の期間

令和7年1月14日から1月31日まで

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、当該団体に対する補助金等が適正に受け入れられ、かつ、補助の目的・条件に従って支出されているかを検証するため、提出された書類について会計帳簿・証拠書類との照合のほか、必要と認めるその他の監査を実施しました。

(5) 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

ア 補助金等の公益上の必要性からみて、目的、内容は適正か。

イ 補助金等交付の時期、手続きは適正であるか。

ウ 事業計画・予算書、決算書と補助金等申請書、実績報告書は符合するか。

エ 事業は交付条件に従って実施され、十分な効果があげられたか。

オ 定款・会計規程等の整備及び関係帳簿は整備されているか。

カ 会計経理、財産管理は適切か。領収書等の証拠書類は適正に管理されているか。

(6) 監査の結果

監査の結果	措 置
<p>【注意事項】 旅費の支給誤りについて 職員の私有車利用について、補助対象外とすべき旅費を誤って支給しているもの</p>	
<p>【意見】 補助金交付に係る事務処理について 約20年にわたる補助金交付により地域経済の活性化に貢献し、その公益性は大いに評価できる。一方、補助金は公金であることから、市民への説明責任が求められる。 より透明性の高い事務執行を目指し、補助金の基本的な考え方や役割分担の明確化について検討されたい。</p>	<p>市内企業は、人材不足や長引く物価高騰などによる社会情勢の変化に対応するための喫緊の課題に直面しています。こうした課題解決にあたり、市はN A Z Eの協力を得ながら重層的に産業支援策を講じていますが、先行き不透明な社会・経済状況の中でその必要性はさらに高まっています。</p> <p>補助金交付要綱を策定する際は、他自治体の交付要綱等を参考に次の点を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業目的、支援先の選定基準、対象経費などの基本的な考え方の整理・ 行政と団体の役割分担の明確化これらを団体と協議しながら、市内企業が必要な支援策を選択できるよう令和8年度施行に向けて準備を進めています。 <p>(令和7年6月3日付け長岡市監査公表第12号)</p>

7 出資団体監査

(1) 監査の対象

公立大学法人長岡造形大学

(2) 監査の範囲

令和5年度出納その他の事務の執行状況

(3) 監査の期間

令和6年12月5日から12月20日まで

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の事務の執行の監査を実施しました。

(5) 監査の着眼点

監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。

ア 定款及び会計規程等の諸規程は整備されているか。

イ 出資目的に沿った事業運営が行われているか。

ウ 事業報告・決算書等は法令等に準拠して作成されているか。

エ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

オ 関係帳簿の整備及び記帳は適切か。領収書等の証拠書類の整備、保管は適切か。

カ 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

キ 人件費は事業規模に比べて適正か。

ク 経営成績、経営状況は良好か。

(6) 監査の結果

適正に処理されていました。

なお、今後の大学運営について、以下のとおり意見を述べます。

監査の結果	措 置
<p>【意見】 公立大学法人長岡造形大学における今後の大学運営について</p> <p>承継資金については、前身の学校法人から公立化に当たって引き継いだ後、第4アトリエ棟の建設費をはじめ新たな施設整備費や修繕費等に充てられてきた。現段階では残高に余裕があるものの資金には限りがあることから、今後も安定した大学運営が行えるよう、承継資金に頼らない資金計画を検討されたい。</p> <p>施設の修繕については、長期修繕計画に基づき対応しているが、開学から約30年が経過し、今後、耐用年数の経過に伴う大規模な修繕や施設の建替えを必要とする時期を迎える。施設の適正管理のため、資金確保を含めた計画策定について検討されたい。</p> <p>卒業生については、地元定着の増加が期待される。地域社会の生活及び文化の発展と産業の振興に資するため、地元への就職者数の増加や、産業振興につながる具体の取組を一層進められたい。</p>	<p>大学の収入のうち、入学料及び授業料、入学検定料等の学生納付金や、市からの運営費交付金などの経常的収入のみで、施設整備や大規模修繕等の支出経費を賄うことは難しい状況ではありますが、今後、受託研究や寄附等の収益増への努力を進めるよう、現在策定中の第3期中期目標及び第3期中期計画のなかで、検討していきたいと考えております。</p> <p>設備の修繕については、現状の資材価格及び人件費高騰等により、今後も一層の厳しさが見込まれます。</p> <p>前述のとおり、経常収入のみでの大規模修繕実施は難しい状況ですが、現在、法人による長期修繕計画見直しを行っており、修繕計画の内容見直しや期間延長等により、単年あたりの支出を軽減するなどの努力を促すとともに、修繕費用の捻出に向けた財源の確保策等も併せて検討していきます。</p> <p>卒業生の地元定着については、第3期中期目標において、「社会連携」を主要な柱として位置づけ、引き続き、産学官金との連携や地域協創に関する取組を推進していきたいと考えております。今後、法人が策定する中期計画の中で、具体の取組を検討してまいります。</p> <p>一方、世界を視野に入れたグローバル人材の育成・輩出も目指すところであります。長岡発の、長岡を変える、日本を変える、世界を変えるような、人材育成も、地元定着の両輪として実施してまいります。</p> <p>(令和7年4月4日付け長岡市監査公表第7号)</p>

8 公の施設の指定管理者監査

- (1) 監査の対象
長岡市道の駅越後川口（株式会社ファーム越後川口）
- (2) 監査の範囲
令和5年度及び令和6年度公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況
- (3) 監査の期間
令和6年10月15日から10月31日まで
- (4) 監査の実施内容
監査に当たっては、会計帳簿・証拠書類の照合のほか、必要と認めるその他の事務の執行の監査を実施しました。
- (5) 監査の着眼点
監査の実施に当たっての主な着眼点は次のとおりです。
 - ア 施設管理は、条例及び規則の定めるところにより適切に行われているか。
 - イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ウ 利用料金制をとっている場合は、利用料金の設定等は適正に行われているか。
 - エ 利用促進のための努力は行われているか。
 - オ 施設の管理に係る管理規程・経理規程等の諸規程は整備されているか。また、安全管理は適正に行われているか。
 - カ 施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳及び領収書類の整備、保存は適切に行われているか。また、収支会計経理は適正に行われているか。
 - キ 所管課における業務の履行確認及び事業に対する指導監督は適切に行われているか。
- (6) 監査の結果
適正に処理されていきました。

9 公共工事に係る指名・入札状況等の監査

- (1) 監査の対象
公共工事に係る指名状況及び入札結果等に基づく事務の執行状況（公営企業会計を含む。）
- (2) 監査の範囲及び期間
 - ・令和5年度第4四半期執行分 令和6年1月1日から6月3日まで
 - ・令和6年度第1、2四半期執行分 令和6年4月1日から12月4日まで
- (3) 監査の方法
監査に当たっては、提出された関係書類を照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として事務の適法性、公平性について監査しました。
- (4) 監査の結果
いずれも適正に処理されていきました。

[資料]

令和6年度 監査委員協議会等開催状況

開催日	主 な 議 題
4月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月実施定期監査結果 ・ 4月定期監査実施課ヒアリング
5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月実施定期監査講評 ・ 3月実施定期監査結果 ・ 5月定期監査実施課ヒアリング
6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月実施定期監査講評 ・ 4月実施定期監査結果 ・ 令和5年度第4四半期公共工事に係る指名状況及び入札結果等の監査結果 ・ 令和5年度公共工事契約状況、令和6年度公共工事計画等の説明（契約検査課長）
6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度下水道事業会計の決算概要説明（土木部長） ・ 令和5年度水道事業会計及び簡易水道事業会計の決算概要説明（水道局長）
7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4月実施定期監査講評 ・ 5月実施定期監査結果 ・ 令和5年度下水道事業会計決算審査及び意見書の審議 ・ 令和5年度水道事業会計決算審査及び意見書の審議 ・ 令和5年度簡易水道事業会計決算審査及び意見書の審議
7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度一般会計・特別会計決算収支状況及び資金収支状況等の概要説明（会計管理者） ・ 令和5年度一般会計・特別会計の決算概要説明（財務部長） ・ 令和5年度下水道事業会計決算審査意見書の確認（決定） ・ 令和5年度水道事業会計決算審査意見書の確認（決定） ・ 令和5年度簡易水道事業会計決算審査意見書の確認（決定）
8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月実施定期監査講評 ・ 令和5年度一般会計・特別会計決算審査及び意見書の審議 ・ 令和5年度定額運用基金の運用状況審査及び意見書の審議 ・ 令和5年度寺泊老人ホーム組合一般会計決算審査及び意見書の審議（決定）
8月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度健全化判断比率・資金不足比率審査及び意見書の審議（決定） ・ 令和5年度一般会計・特別会計決算及び定額運用基金の運用状況審査意見書の確認（決定） ・ 市長と監査委員の意見交換会について

開催日	主 な 議 題
9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月定期監査実施課ヒアリング ・ 市長と監査委員の意見交換会について
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長と監査委員の意見交換会
10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月定期監査実施課ヒアリング ・ 令和5年度十日町財産区一般会計決算審査及び意見書の審議（決定） ・ 令和5年度川口田麦山財産区一般会計決算審査及び意見書の審議（決定）
11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月実施定期監査結果 ・ 11月定期監査実施課ヒアリング <p style="margin-left: 40px;">施設視察 長岡市中之島信条クリーンセンター 和島支所、北部地域事務所、道の駅良寛の里わしま</p>
12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月実施定期監査講評 ・ 10月実施定期監査結果（審議継続） ・ 12月定期監査実施課ヒアリング ・ 令和6年度第1、2四半期公共工事に係る指名状況及び入札結果等の監査結果 ・ 令和6年度上半期公共工事契約状況の説明（契約検査課長）
1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月実施定期監査結果 ・ 11月実施定期監査結果 ・ 1月定期監査実施課ヒアリング ・ 公の施設の指定管理者監査の監査結果
2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月実施定期監査講評 ・ 12月実施定期監査結果 ・ 2月定期監査実施課ヒアリング ・ 令和7年度監査計画についての意見交換
2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月実施定期監査の結果に基づく措置状況 ・ 1月実施定期監査結果 ・ 出資団体監査の監査結果 ・ 令和7年度監査計画について（決定）
3月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資団体監査講評 ・ 3月定期監査実施課ヒアリング